

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県立職業能力開発校条例施行

規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

○天鏡閣条例施行規則の一部を改正する規則

福島県企業局

○福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則及び天鏡閣条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二の表に次のように加える。

PC用プラズマモニター(多目的ホール又は研修室)

一式一回

二〇〇円

別表第一の三の表E M I自動測定システムの項中「E M I自動測定システム」を「放射雑音測定システム」に、「七、一八〇円」を「六、〇二〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

端子雑音測定システム

一時間

四、六四〇円

別表第二の一の二の表(44)を同表(45)とし、同表(43)の次に次のように加える。

(44) マイクロプラズマ溶接装置(PW-50NR) 二時間二一、〇〇〇円

別表第二の一の二の表(8)中「二、八八〇円」を「二、四六〇円」に改め、同表中(13)を削り、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、(19)を(18)とし、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を(27)とし、(29)を(28)とし、(30)を(29)とし、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、別表第二の二の二の表(18)中「エックス線C Tスキャンシステム」を「非破壊構造解析装置」に、「二〇、七二〇円」を「二一、七〇〇円」に改め、別表第二の二の三の表中(67)を(69)とし、(66)を(68)とし、(65)を(67)とし、(64)を(66)とし、(66)の前に次のように加える。

(65) 味識別装置(TS-5000Z) 二時間二一、二五〇円

別表第二の二の三の表(63)中「二、七七〇円」を「二、四八〇円」に改め、同表中(63)を(64)とし、(62)を(63)とし、(61)を(62)とし、(60)を(61)とし、(59)を(60)とし、(58)を(59)とし、(57)を(58)とし、(56)を(57)とし、(55)を(56)とし、(54)の次に次のように加える。

(55) デジタルマイクロスコープ(KH-7700) 二時間二一、三六〇円

別表第三の二の二の表中 「ウ P-V-T特性測定 エ その他の測定

一 試料 七、四〇〇円
一 試料 三、八〇〇円

「ウ その他の測定」を「エ その他の測定」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(産業創出課)

福島県規則第四十一号

福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十年福島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の改正規定を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(学生の定員)

第一条 福島県立テクノアカデミー(以下「テクノアカデミー」という。)の郡山職業能力開発短期大学校(以下「短期大学校」という。)の専門課程及び郡山職業能力開発校の普通課程の訓練科ごとの学生の定員は別表第一のとおりとし、福島県立

高等技術専門学校（以下「高等技術専門学校」という。）の普通課程の訓練科ごとの学生の定員は別表第二のとおりとする。

2 短期大学の専門短期課程並びに郡山職業能力開発校及び高等技術専門学校の短期課程の訓練科、訓練期間、訓練時間、学生の定員等は、別に定める。

第二条の改正規定中「テクノアカデミー及び」を「短期大学校、郡山職業能力開発校及び」に、「テクノアカデミー又は」を「それぞれ短期大学校、郡山職業能力開発校又は」に改める。

第三条の改正規定中「テクノアカデミー」を「短期大学校、郡山職業能力開発校」に改める。

第七条の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中「校長」を「テクノアカデミー又は高等技術専門学校の長」に改める」に改める。

第十九条の改正規定中「テクノアカデミー」を「短期大学校、郡山職業能力開発校」に改める。

附則第二項の表福島県立郡山高等技術専門学校機械制御システム科の項から福島県立郡山高等技術専門学校建築デザイン科の項までの規定中「福島県立テクノアカデミー郡山」を「福島県立テクノアカデミー郡山郡山職業能力開発校」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

福島県規則第四十二号

天鏡閣条例施行規則の一部を改正する規則

天鏡閣条例施行規則（昭和五十七年福島県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「本館」を「本閣」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者（天鏡閣条例（昭和五十七年福島県条例第五十八号）以下「条例」という。）第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改め、「ときは」の下に「あらかじめ知事の承認を得て」を加え、同条第二項中「知事」を「指定管理者」に、「天鏡閣の本館」を「あらかじめ知事の承認を得て、天鏡閣の本閣」に改める。

第二条中「知事」を「指定管理者」に、「天鏡閣条例（昭和五十七年福島県条例第五十八号）次条において「条例」という。」を「条例」に、「入館料」を「利用料金」に改める。

第三条の見出しを「（利用料金の免除）」に改め、同条第一項第一号中「文化財」を「あらかじめ知事の承認を受けた基準に従って文化財」に改め、同項第二号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従って」に改め、「知事が」を削り、同条第二項中「入館料の」を「利用料金の」に、「天鏡閣の本館入館料免除申請書」を「天鏡閣の本閣利用料金免除申請書」に、「知事」を「指定管理者」に改める。

第二号様式中「天鏡閣の本館入館料免除申請書」を「天鏡閣の本閣利用料金免除申請書」に、「福島県知事」を「天鏡閣指定管理者」に、「本館入館料」を「本閣利用料金」に改める。

「福島県知事」を「天鏡閣指定管理者」に、「本館入館料」を「本閣利用料金」に改める。

入館料免除申請の理由	※	入館料
利用料金免除申請の理由	※	利用料金

附則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の天鏡閣条例施行規則第三条第二項の規定により提出されている天鏡閣の本館入館料免除申請書は、改正後の天鏡閣条例施行規則第三条第二項の規定により提出された天鏡閣の本閣利用料金免除申請書とみなす。
（観光交流課）

福島県企業局

福島県企業局職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程をここに公布する。

平成21年3月27日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

（職員（駐在））

第1条 管理者は、企業局いわき事業所に所属する職員をいわき市好間工業団地31番地に駐在させ、好間工業用水道の管理に係る業務に従事させるものとする。
（服務）

第2条 前条の規定により駐在する職員（以下「駐在員」という。）の服務については、この規程に別段の定めがあるものを除くほか、福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）第2条に規定するところによる。
（報告）

第3条 駐在員は、毎月10日までに、前月分の勤務状況報告書（第1号様式）を企業局いわき事業所長に提出しなければならない。
（簿冊）

第4条 駐在員は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかなければならない。

- (1) 出勤簿（福島県職員服務規程（昭和52年福島県訓令第2号）第2号様式に準ずる様式によるもの）

(2) 勤務日誌 (第2号様式)

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に關して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

所属長	月分勤務状況報告書																																			
	職	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	—		
備	考																																			
様		年	月	日																																
職		氏名	(記名押印又は署名)																																	

注1 駐在員が2人以上の場合には、上席者が他の駐在員の分をとりまとめ、所属長に報告すること。

注2 記入の要領は、福島県職員服務規程に定める出勤簿の記入の例によること。ただし、出勤については、押印に代え○印をもって表示すること。

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日 (曜日)		勤務日誌		天候		備考			
出張、出勤等の状況	勤務員氏名	出勤	出張	年休	病休	その他の休暇	特休	欠勤	出張先
	業務内容	従事時間帯等	従事者	備	考				
運 転 監 視									
水 質 分 析									
浄水場内巡視									
薬液注入									
取水施設点検									
赤井取水場	除塵作業								
	取水ポンプ場点検								
導水・排水管路巡視									
増圧ポンプ場点検									

注1 「出勤」から「欠勤」までの欄には、該当欄に○印を付し、「出張先」の欄

には、出張先の市町村名を記入すること。
2 「業務内容」の欄の空欄部分には、実施した作業を適宜記入すること。
(経営企画課)